

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：十和田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.5	%
全職員	78.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	101.0	%
本庁課長相当職	96.3	%
本庁課長補佐相当職	93.8	%
本庁係長相当職	97.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.6	%
31～35年	100.6	%
26～30年	94.0	%
21～25年	95.9	%
16～20年	93.9	%
11～15年	92.9	%
6～10年	92.1	%
1～5年	89.1	%

【説明欄】

- ・給与水準の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合は、女性が高い。
(参考) 男性 36.0%/女性 64.0% (令和6年4月)
- ・男性に支給額が多い手当がある。(主な例は以下のとおり)
 - ①扶養手当受給者割合 (令和6年4月) 男性 84.1%/女性 15.9%
 - ②住居手当受給者割合 (令和6年4月) 男性 68.8%/女性 31.2%
 - ③寒冷地手当の男女の給与の差異 72.0%
- ・人事交流により勤続年数に比し給与水準の高い職員 (指導主事) が採用されている。
(参考) 指導主事に採用となった職員を除いた場合の男女の給与の差異 勤続年数 1～5年 99.0%
- ・主に勤務年数 1～20 年において、部分休業を取得する女性が多いため、男女の給与の差異に影響している。
(参考) 取得者の男女割合 男性 1 人/女性 15 人

【任期の定めのない常勤職員以外の職員から除外した職員】

全体の給与の算出値に与える影響の大きさ等を考慮し、任期が短期間の者 (選挙事務等)、勤務時間等が特殊な者 (部活動指導員、宿日直員、代替看護師)、給料決定方法が特殊な者 (医師、ALT) を除外した。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※特定事業主行動計画を連名で策定した特定事業主である十和田市 (市長、市議会議長、教育委員会、代表監査、選挙管理委員会、農業委員会) については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。